

○山口市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例施行規則

平成 1 7 年 1 0 月 1 日

規則第 1 5 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、山口市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成 1 7 年山口市条例第 1 3 号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(指定管理者の募集)

第 2 条 市長は、指定管理者を指定しようとするときは、次に掲げる事項を告示し、募集するものとする。ただし、市長が特別の事情があると認めるときは、この限りでない。

- (1) 指定しようとする施設の名称と位置
- (2) 指定管理者が行う業務
- (3) 指定管理者の指定の期間
- (4) 申請方法及び受付期間
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

(指定申請書の提出等)

第 3 条 指定管理者の指定を受けようとする者は、指定申請書（別記様式）を市長に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、条例第 2 条第 1 号に規定する事業計画書及び次に掲げる書面を添付しなければならない。

- (1) 定款、寄附行為、規約、設置要綱その他これらに類する書類

(2) 法人にあっては当該法人の登記簿謄本、その他の団体にあっては代表者の住民票の写し

(3) 法人その他の団体にあっては、市税の滞納がないことを証明する書類

(4) 事業計画年度の当該施設の管理に関する業務の収支予算書

(5) 過去に指定管理者の指定を受けたことがあるものにおいては、その実績が分かる書類

(6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(その他)

第4条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成17年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日の前日までに、合併前の山口市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例施行規則（平成16年山口市規則第1号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この規則の相当規定によりなされたものとみなす。

(阿東町の編入に伴う経過措置)

3 阿東町の編入の日の前日までに、編入前の阿東町公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例施行規則（平成18年阿東町規則第20号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この規則の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（平成 22 年 1 月 16 日規則第 56 号）

この規則は、平成 22 年 1 月 16 日から施行する。

附 則（令和 8 年 3 月 18 日規則第 14 号）

この規則は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

別記様式(第3条関係)

指 定 申 請 書

年 月

(あて先)山口市長

所在地
申請者 団 体 名
代表者氏名
(※)本人(代表者)が手書きしない場合は、記名押印し

下記施設の指定管理者の指定を受けたいので、必要書類を添えて申請します。

記

施 設 名	
施 設 の 所 在	

(添付書類)

- (1) 事業計画書
- (2) 定款、寄附行為、規約、設置要綱その他これらに類する書類
- (3) 法人にあっては当該法人の登記簿謄本、その他の団体にあっては代表者の
の写し
- (4) 法人その他の団体にあっては、市税の滞納がないことを証明する書類
- (5) 事業計画年度の当該施設の管理に関する業務の収支予算書
- (6) 過去に指定管理者の指定を受けたことがあるものにおいては、その実績が
書類
- (7) その他市長が必要と認める書類